

## 教授会の議決手続きとその課題

——「意思表示をしないという意思表示」研究序説——

芦田 徹郎

Some Problems of Procedure of Faculty Decision-Making :  
Essay on Tacit Expression “I will not express my decision” at Faculty Meetings

ASHIDA Tetsuro

**Abstract** : Faculty autonomy is supposed to be one of the most important principles of university administration. Nevertheless it actually seems that a common understanding on rules of faculty decision-making is not necessarily shared among its members. In this paper, I examine some problems of proceeding for decision-making at faculty meetings. Especially I consider how to interpret and deal with some behaviors that express neither “Aye” nor “Nay” definitely at meetings, such as abstention, reservation, blank vote and so on.

### はじめに

2013年2月の甲南女子大学人間科学部教授会<sup>1)</sup>において、関連する3議案が審議未了となり、後日開催された臨時教授会で継続審議となったが、最終的には挙手による採決の上、賛成少数（出席者の過半数未満）で否決されるという出来事があった。その際、筆者は学部長の立場から議長を務め、それなりにあらかじめ教授会運営についての問題点を整理し、慎重な議事進行に努めたつもりであるが、採決後、その手法についていくらか批判を受けることになった。

それは主として、①投票用紙による表決ではなく挙手によって採決<sup>2)</sup>を行ったこと、②可（賛成）とする者のみの挙手を求め、否（反対）とする者の挙手を求めなかったこと、という2点に関わるものである。①については、無記名投票でなかったために、可にせよそうでないにせよ、衆人環視の中では自由な意思表示が難しかったという批判であり、②については、可に挙手しなかった者は、「可ではない」という意味で、一律に否の意思表示をした者という扱いを受けたことへの不満の声があるということと、客観的にもそのう

ちどれくらいが本当の否（反対）であったのか、内訳がわからないという批判である。

こうした声が出てくるのは、教授会が大学や学部の運営に関する重要な事項を審議し決定する権限を有する、責任重大な合議体<sup>3)</sup>であるにもかかわらず、その審議や意思決定の手続きについて、構成員のあいだに必ずしも十分な共通認識がないためではないかと思われる<sup>4)</sup>。本稿では、主として議決の手続きならびにその要件を中心に問題点を整理し、今後の円滑な教授会運営の一助としたい。

先の教授会決議の手順への批判に関連してもう一つ興味深いのは、審議が終わり最後の表決の段階に至っても、教授会構成員として可否の意思決定（「決」）をしないか、もしくはそれを表明しないことを積極的な権利として確保したいという要請が強いように思われることである。例の教授会での採決にあたって、可とする者だけでなく否とする者にも挙手を求めるべきであったという批判は、はっきりと否に挙手をして反対の意思を鮮明にしておきたかったのに、それが出来なかったという抗議ではない。むしろ、可可否かの選択肢が用意された上で、そのどちらにも挙手をしないという機会が奪われたことへの遺憾の声である。

大学自治の担い手として特権的な意思決定の権限が認められ(ているはずで)、構成員の自由な意見表明と公正な議論が期待されている(はずの)教授会において、「意思表明をしないという意思表明」が意味するものは何なのか。教授会のあり方を考えるうえで、意外に重要な手がかりになるのではないか。本稿では、それも探してみたい。

## 1. 教授会の議決要件と手続き

本学学部教授会規程<sup>5)</sup>は、その第 2 条において「学部教授会は、当該学部長(以下単に「学部長」という。)及び当該学部の教授・准教授・専任の講師・助教をもって構成し、その 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、内外研究員等長期出張者、休職中の者は、定足数に含めないものとする。」と、教授会の成立要件(議事定足数)を規定している。また、同第 8 条は「議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、人事に関する事項については、出席者の無記名投票により、その 3 分の 2 以上の多数をもって議決する。」と、議決要件(議決定足数)を定めている。

管見のかぎり、他大学の教授会規程も多くはほぼ同じ規定のようであるが、会議の成立要件については「過半数」とするところも見受けられる。教授会の成立要件を定める規定のモデルは不詳であるが<sup>6)</sup>、人事以外の事項に関する可決要件の定めは、わが国の憲法(第 56 条 2)、地方自治法(第 116 条)およびそれに依拠した法律(私立学校法第 36・41 条など)の規定に準拠したものと思われる<sup>7)</sup>。

本学学部教授会での議決にあたっては、通常の(人事以外の)議案について、出席者より「異議」が表明された場合、議長の判断で採決をすることがある。ただし実際には、議案審議において特段の異議や疑義が表明されることは少なく、「全員異議なし、可決と認めます」と議長が宣言して議決されるのがふつうで、明確な表決(各構成員による「可=賛成」か「否=反対」かの「決」の表明)を求めて採決に至ること自体がまれである。

この議決方式について、本学学部教授会規程はなんらの規定を設けていないが、実務においては慣例的に採用されてきた。これは国会及び地方議会の議事運営における、いわゆる「異議の有無による採決」(「簡易表決」や「簡易採決」とよばれる)の規則(衆議院規則第 157 条、参議院規則第 143 条、標準都道府県議

会議規則第 86 条、標準市議会会議規則第 76 条、標準町村議会会議規則第 81 条、など<sup>8)</sup>)にならって運用しているものと思われる。

国会や地方議会における「異議の有無による採決」を定めた諸規則には但し書きが付いており、いずれも(一定の)意見や異議のある場合には「起立」による表決を採る(採決をする)べきことを定めている。ただし、「起立による表決」が特別(例外)規定ということではなく、これこそが国会及び地方議会におけるもっとも基本的(原則的)な採決方法である(衆議院規則第 151 条、参議院規則第 137 条、標準都道府県議会会議規則第 80 条、標準市議会会議規則第 70 条、標準町村議会会議規則第 81 条)。ただし、実際の地方議会においては、「起立」に代えて(「起立」の他に)「挙手」による表決方法を採用しているところもある。また、いずれの議会でも、特別の要件を満たした場合には、投票による表決を採るべきこと(または、採ることができること)を定めている<sup>9)</sup>。

本学学部教授会規程には、人事案件以外の採決方法についての規定はないが、私の知る限りでは、人間科学部の平成 15 年のある教授会で付帯意見についての採決が行われており、このときは、挙手による方法が採られている。人事以外の案件についても投票によって表決を採って支障はないと思われるが、特段の異論がなければ、挙手の方法によることにも問題はないはずである。実際にも、挙手は、多くの会議や集会での採決に用いられている、ごく一般的な方法である。

国会及び地方議会では、起立(挙手)によって表決を採る場合、可(賛成)とする者についてのみ起立(挙手)を求め、その多少を認定して可否を決定している(衆議院規則第 151 条、参議院規則第 137 条、標準都道府県議会会議規則第 80 条、標準市議会会議規則第 70 条、標準町村議会会議規則第 81 条)。その際、わざわざ否(反対)とする者についての起立(挙手)は求めない(はずである)。

国会及び地方議会では、この採決方法で可(賛成)とする者が出席者の過半数(「出席者数÷2+1」以上)を占める場合には「賛成多数」で可決(承認)されたものとし、半数に満たない場合は「賛成少数」で否決された(可決されなかった)ものとされる。本学学部教授会規程の「議事は、出席者の過半数によって決する」とする規定も、同様の解釈で運用されている<sup>10)</sup>。

## 2. 「決」を表明しない者の扱い

出席者のうち可に挙手をしなかった者のなかには、明確に否とする意思のある者の他、いわゆる「棄権」、「保留」、「中立」等と判断すべき者も含まれることが想定される。しかし、そのうちのどれに相当するのかは判断できない。明らかなことは、「可とする」（賛成する）という意味が表明されなかったということだけであり、かつ、議決（可否決）の判定にあたってはそれで十分であって、不確かなその含意まで推論する必要はない。まして、それらの真意を推し測って議決を左右するようなことがあってはならないであろう。

表決を採る際に求められているのは、議案を通す意思が「ある」か「ない」かの「決」の表明だけであって、他の意思表示の選択肢はない。たとえば、単一の投票用紙に可と否の両方が記入されている場合、それが可否双方に2分の1票ずつ按分されることはなく、一律に無効とされる。それは、たとえば投票用紙上に明確に「可に0.5票、否に0.5票」と記入されていても同じである。「99パーセントは可だが、残り1パーセントには疑問が残る」と書かれていても変わらない。一般になんらかの条件を付けた表決はできないとされており（衆議院規則第149条、参議院規則第134条、標準都道府県議会会議規則第79条、標準市議会会議規則第69条、標準町村議会会議規則第80条）、そうした無効の表決は、集計上はすべて否（反対）として取り扱われる。それは、表決には単純に可（賛成）であるか、そうでないかの二者択一が迫られているからだと考えられる。したがって、議決にあたっては、「可でない」（賛成しない）ものは一律に否（反対）と同じ効力を持つものとして扱われることになるのである。

本学学部教授会の場合、人事案件の議決については無記名投票で表決を採ることが定められているが、この場合、本学部における実務においては、議長（学部長）は出席者に「可」または「否」のいずれかの表決（投票用紙への記入）を求めている。ところが、実際にはそのどちらでもない、無記入票（いわゆる「白票」）やその他の無効票が発生することがある（むしろ、発生することのほうが多い）。しかし、それらの無効票は、議決上はすべて「否票」と同じ扱いにしており、仮に「可票」が出席者の3分の2に達しない場合には、たとえ残り3分の1を越える票がすべて「白票」または「無効票」であった（「否票」は1枚もな

かった）としても否決することになっている。これは、国会や地方議会での無効票の取り扱いに照らしても、妥当なものだと思われる<sup>11)</sup>。

明確な可（賛成）の意思表示のない者を一律に否（反対）の意思表示をした者として取り扱うというのは、正確には現実に対応していないひとつの擬制（fiction）であろう。しかし、そうした擬制は、「異議あり」の明確な表明がない限り、実際の表決を採らずに（採決せずに）、全員賛成として取り扱う場合（簡易採決・簡易表決）でも同じである。

本学部教授会で否決された議案の取り扱いを審議する大学評議会の席で、同じ議案について「異議なし」のため全員一致で可決されたとする他の2学部の教授会について、ある評議員から本当に十分な審議が尽くされた（結果な）のかという質問が出た。それに対し、議長（学長）からは、当然十分な審議が行われた（結果だ）と考えるという見解が示された。しかし、これは先ほどのと同じ擬制である。仮に明確な「異議あり」の表明がなくても、本当のところは反対の意思の持ち主や態度保留の者がいることは考えられる。したがって、明確な異議が申し立てられない場合にも、あえて可否を問う無記名投票をすれば、いくらかの、あるいは相当数の否票や白票が出てくることは十分に想定できるのである<sup>12)</sup>。

それにもかかわらず、自由な発言と議論が認められている場で原案とその提案理由が示され、それについて何らの異議も疑義も表明されないのであれば、その議案について全員の理解と賛意が示された「擬制」することに特段の不都合はないというべきであろう。

## 3. 採用された表決（採決）方法と 予想された異論

この論考作成のきっかけになった教授会採決にあたっては、賛否が拮抗することも予想されたので、議長（学部長＝筆者）から、本学学部教授会規程第8条の規定「議事は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。」を示して、その方法と可決要件についてあらかじめ次のような提案と説明をし、了解と確認を求めた。

- ①これらの議案（複数）の審議において強い異議が出されているので、議決にあたっては表決を採る（採決する）こと。
- ②表決（採決）は挙手の方法によること。

- ③可（賛成）と表決する者についてのみ挙手を求め、否（反対）とする者については挙手を求めないこと。
- ④可（賛成）に挙手（表決）した者の数が議長を除く出席者の過半数の場合に賛成多数で可決とし、半数未満の場合には賛成少数で否決とすること。
- ⑤議長の決裁権（キャスティングボート）<sup>13)</sup>行使が認められる「可否同数」とは、議長を除く出席者のちょうど半数が可（賛成）に挙手（表決）をし、残りのちょうど半数が挙手をしなかった場合と解すること。
- ⑥可否いずれの意思表示（表決）をも回避したいときは（可に挙手することも、しないことも避けたい場合は）、採決前に退室して頂くほかはないこと（これは冗談めかして）。

この提案と説明について、その場では質問も疑問も出なかったため、そのまま採決に移ったが、これらの議決手続きについては、どの項目についても異論が予想されなかったわけではない。たとえば、次のようなことである（もちろん、ほかにもさまざまな異論が想定される）。

- ①当該議案についての異議は一部の教授会構成員からなので、採決するまでもなく賛成多数と認めて可決すべきである。
- ②表決を採る（採決する）のであれば、挙手ではなく、投票用紙による（無記名）投票（人事案件で採用している方法）とすべきである。
- ③可（賛成）とする者だけでなく、否（反対）とする者についてもその明確な意思表示＝表決（この場合は挙手）を求めべきである。
- ④明確に可（賛成）もしくは否（反対）の意思表示（表決）を行った者のみを「出席者」とみなし（どちらにも挙手をしなかった者は出席者とみなさず）、その過半数の可（賛成）をもって可決とすべきである。
- ⑤議長の決裁権行使（キャスティングボート）が認められる「可否同数」とは、明快な可（賛成）の表決（挙手）と明快な否（反対）の表決（挙手）が同数である場合とすべきである。
- ⑥採決にあたっては、可の他に否についても意思表示（表決）を求めるのはもちろん、さらに、「どちらでもない」という第 3 の選択肢をも用意すべきである。

これらの主張（異論）は、それぞれに一理ある。実際、私自身の経験からしても、さまざまな会議や集会において相当多様な形態のあることが推測される。筆者は、現在たまたま学内行政に携わっているものの、もともとは一社会学教員にすぎない。詳論はそうした門外漢の能力を超えるものであるが、表決（採決）手続きや議決要件についての実務、判例、学説等は、それぞれのあいだで、またそれぞれのなかで、容易に定まるところがないのが実状のようである。結局は、法令の定めや上位規程の規制に反しない限り、「その合議体において自主的に決定すればよい」（今村 1960：26）ことであろう。したがって、くだんの教授会において議長（筆者）が提案した議決手続きのみが正しい、と主張することはできない。

しかし、実務（実際の会議での具体的な議決）においては、どのようなものであれ、あらかじめその方法を確定し、それを合議体の構成員が共有しておくのでなければ、そのプロセスや結論で混乱や紛糾を来すおそれがある。教授会は大学自治の本丸であり、そこには重要な事項の審議が負託されている。にもかかわらず、一般的に「野放図」に「会議・検討・運営がなされている」（中村 1990：27）という指摘もある。本学教授会においても、たしかにそのあたりの自覚が必ずしも十分でなかったことは認めざるを得ない。そのため提案及び説明であったわけだが、それについては、異議や質疑は一切出なかったのである。そうであれば、議長から示された議決の手続き及び可決の要件については、あらかじめ全員一致（異議なし）で承認されたことに瑕疵はないというべきであろう。

さらには、そうした議決方法が妥当なものだと、むしろより積極的に主張する理由がある。というのも、すでに若干示したように、本学の教授会規程（他大学の多くも同様である）が準拠したと思われる、憲法および地方自治法、並びにそれらの下位規則に基づいて審議が行われている国会及び地方議会での議決方法は、当該教授会において議長（筆者）が提案した方式にほぼ対応しているからである。

- ①国会においても地方議会においても「異議の有無による採決」（簡易採決・簡易表決）が認められており、「異議あり」「反対」といった明確な発言がなければ全会一致による可決とされるが（慣例的に本教授会も同じ）、異議があれば（一定数以上の要件を課している場合もある）、他の方法による採決が必要になる。

- ②国会においても地方議会においても、採決には、特別の場合に投票が必要（あるいは可能）となるが、起立による表決が原則である。本学の教授会でも、明文の規定（無記名投票）のある人事以外は、他の方法で表決（採決）することに問題はないはずである。また、地方議会などでは起立に代えて挙手を採用する例もあり、挙手による採決にも問題はないはずである<sup>14)</sup>。
- ③国会においても地方議会においても、起立（挙手を含む）によって表決（採決）するときは、可とする者を起立させ（るだけで）、起立者の多少を認定して可否を決定しており、それとは別に否とする者をわざわざ立たせることはない（はずである）。衆議院では、注11で示したように、「起立採決の場合において、議長が賛成者の起立を求めたとき、起立しないものは反対とみなすこととする」という議院運営委員会理事会決定がなされている<sup>15)</sup>。
- ④国会も地方議会も、起立（挙手）による採決にあたって否の表決は数えない。それに、可否いずれかの投票を求めている本学の人事案件の場合、白票及び無効票も慣例的に可否決判定の基礎数である出席者数に算入している。したがって、挙手であろうと投票であろうと、明確な可否の数のみを出席者数とみなし、両者の多少によって議決すべき特段の理由はない<sup>16)</sup>。
- ⑤議長決裁権（キャスティングボート）については別に項を立て、やや詳しく検討を加える。
- ⑥繰り返し述べてきたように、わが国の国会及び地方議会は、採決において可否いずれかの表決区分しか認めていない。そのうち可については明確な意思表示を求めなければならないが、必ずしも否の意思表示を求める必要はない。まして、日本の議会においては、可否以外の第3の表決区分（選択肢）など論外である<sup>17)</sup>。ただし、「野放図」（前出）になりがちな任意の集会などでは、あり得ないわけではない<sup>18)</sup>。

#### 4. 議長決裁権という問題

もちろん、否とする者の挙手を求めることは、採決そのものにとって必須でないにしても、必ずしも不都合ではない（一手間増えるとはいえ、必ずしも採決の妨げにならない）とはいえる。ただその場合、「可否同数のときは、議長の決するところによる」（学部教

授会規程8条）という「議長決裁権」（キャスティングボート）の定めにある「否」について、「否と表決されたもの」なのか「可と表決されなかったもの」なのか、二重の解釈の生じる余地があり、「可否同数」の意味をめぐって混乱をきたすおそれがある<sup>19)</sup>。

この問題を考えるにあたって、まず教授会での議決（要件）における議長の位置づけを確認（確定）しておく必要があるが、これが結構やっかいな問題を抱えている。それは、議長の決裁権と表決権をどのように捉えるかという問題である。本学学部教授会規程は、人事以外の議事については、議長の決裁権を明文で認めている。しかし、表決権（採決にあたって可否いずれかの「決」を表明する権利）については、なんら規定していない。

議長の決裁権と表決権については、学説的には、大きくは、決裁権が認められる代わりに表決権は認められないとする立場と、決裁権も表決権も認められるとする立場（二重表決権説）とが対立している。わが国の憲法および国会関係の法令には明文の規定はないようであるが、大石真によれば、衆議院及び参議院とも、議長は「議案の表決には加わらない」ことになっている（大石2001：152）。地方議会については、地方自治法（第116条2）が、「議長は、議員として議決に加わる権利を有しない」と、明文で議長の表決権を否定している。

ところが、大石によれば、「地方議会の場合には変遷があり、まず表決権はあるとして運営されていたが、大正期に判例が出て議長には表決権はないとされた」ものの、「その後の法改正で昭和初めに再び表決権があることが明文化されたが、戦後の地方自治法制定時に国会両議院と足並みをそろえたことから、現在そのように運用されている」のだという（大石2001：153）。こうした経緯は、学説だけでなく実務においても、決裁権を有する議長に表決権はないということが、必ずしも自明の原理ではないことを示唆している<sup>20)</sup>。今でも「野放図」な会議や集会などでは、議長が表決権と決裁権の両方を行使（二重表決）したという事例を耳にすることがままある。

しかしながら、本学学部教授会規程に何らの定めがないとはいえるものの、国会や地方議会の現行の運用に照らせば、決裁権が認められている一般の議事については、議長に表決権はないとするのが妥当であろう（ただし、この認識が教授会構成員のあいだで明確に共有されているかは疑問なしとしない）。他方、人事については、本学学部教授会の実務において議長も表

決（無記名投票）をしているが、この場合には議長決裁権が認められていない（認める余地がない）ところから、これも妥当な運用だと考えられる（ただし、議論の余地がないわけではない）。

さらに、採決にあたって議長に表決権を認めない場合には、会議の出席者数や議決（可決）判定の基礎数に、議長も含まれるのか否かという問題も生じる。当該の教授会においては、会議の成立要件については議長も出席者として数え、採決での可否決判定の基礎数としては議長を除いている。前者については、議長も正規の教授会構成員であり、現に会議場に在って審議に関わり、場合によっては決裁というかたちで表決することがあるためである。後者については、採決にあたって議長が表決しないのは、自主的な棄権などではなく、その権利が認められていないと考えられるからである（もちろん、この場合にも議論の余地は十分にある）。

## 5. 可否同数の考え方

議長決裁権が認められる条件である「可否同数」の「可」とは、挙手（あるいは起立）にせよ投票にせよ、単純明快にその意思を表明した者のことで、有効な可の表決と認定されさえすれば、その意味に疑問の余地があるとは思えない。しかし、「否」の意味については、積極的に「否の意思表示をした者」のことなのか、それとも消極的に「可の意思表示をしなかった者」のことなのか、解釈が分かれる余地がある。

本稿は、全出席者のうち可とする者の多数を認定するだけで議決（可決）とする「出席者多数」主義の立場をとっている。この場合には「可と否とを対立させるのではなく、可が出席者の過半数に達しなければ否決」となるわけだから、可否同数とは「可とする者と然らざる者（棄権や白票を含む）とが同数の場合、と解するの外はない」（今村 1960: 22）ということになる。しかし、この出席者多数制に立つにしても、「可否同数」と明記されている以上、議長決裁権の行使を認めるための条件に限っては、明確な可と明確な否とが同数の場合と解すべきという主張も成り立つ。

後者の主張に与した上で議長決裁権行使の可能性のあることを想定するなら、挙手による採決の場合でも、可とする者だけでなく、否とする者についても必ず意思表示を求め、両方の数を比較しなければならない。この場合には、可が出席者の過半数に 1 人（または 0.5 人）足りない数で、かつ可否同数になる場合に

のみ、議長決裁権によって可決されることがあることになる。ところが、可の数はそのまま明確な否の数がこれよりも少なくなれば、もはや可否同数ではなくなり、議長による決裁の余地もなくなって、必ず否決されることになる。つまり、否とする者の数が少なくなる（場合によってはゼロになる）ことによって、かえって可決される可能性がなくなるという不合理が発生するのである。たとえば、問題の教授会の出席者（議長を除く）は 36 名であったが、場合によっては次のようなことが起こり得たと想定される。

「可」挙手	「否」挙手	挙手無し	結果
18	18	0	可 or 否
18	17	1	否
18	0	18	否

それに対し、可否同数の否を「可でないもの」とすれば、その内訳がどのように動こうと影響を受けることはない。したがって、字義上はいくらか疑義を残すが、「可否同数」をこの意味に解し（議長を除く出席者が偶数人で、そのちょうど半数が可に挙手をしたケースにのみ該当する）、この場合にのみ議長の決裁権（キャスティングボート）が認められる（「議長の決するところによる」）と考えるのが妥当であろう。

「可」挙手	「否」挙手	挙手無し	結果
18	18	0	可 or 否
18	17	1	可 or 否
18	0	18	可 or 否

このように、「可否同数」を「可に挙手した者」と「可に挙手しなかった者」とが同数であることと解釈するのが、実質的にはもっとも合理的である。そうであれば、否とする者についても挙手を求めることは、否に二重の意味（「否と意思表示されたもの」と「可と意思表示されなかったもの」）が付与されることになり、「可否同数」の意味をめぐっていらぬ混乱を招くおそれがあるので好ましくない。

## 6. 可（賛成）ではない、ということ

現在、本学教授会は、3 学部共通して、人事案件については無記名投票による採決を行い、出席者の 3 分の 2 以上の可票をもって議決要件としている。今村成和の分類（注 10 及び注 7 を参照のこと）を用いれば、「出席者（特別）多数制」を採用しているわけである。この場合、少なくとも本学部では、白票及び無効票

は、それぞれ否票とは別に集計しているが、それらも出席者数（総投票数）には含めている。また、議決（可否決）への効力ということに関しては、白票もその他の無効票も、「可でない票」ということで、一律に「否票」と同じ扱いになっている。棄権の扱いについては明確でないが、現に会議場に在る限りは、出席者として数え、かつ「可（賛成）ではない」（したがって否）の表決をしたものとして扱うべきであろう<sup>21)</sup>。

可とする者の挙手のほかに否とする者の挙手を求めることは、事実上、どちらにも挙手をしないという選択肢を用意することになり、おのずから可否いずれでもないという者の数も明らかになって、可としない者の意思の内訳（明白に否とする者とそうでない者）がより明らかになるという利点はある。しかし、採決は、意見分布を明らかにしようとするアンケート調査ではない。したがって、無記名投票を採る場合でも、その用紙に「可（賛成）」または「否（反対）」以外のコメント（自由記述）欄はない。にもかかわらず、何らかのコメントがあれば、「条件を附した」ものとして無効になる（おそれが強い）。採決は、審議が尽くされた上での合議体構成員各人の最終的な意思決定（決）とその表明（表決）を迫ることで、全体の意思決定（議決）を行なおうとするものと考えべきであろう。疑問や意見があるのであれば、審議の中で表明すべきである。

現在、本学部教授会において、人事案件での無記名投票では、議長は出席者に可否いずれかの表決を求めるものの、実際には、いわゆる白票（何も記入されていない票）や無効票（有効でない記入がある票）が出るのがままあり、それぞれ、可票及び否票と並ぶ第3・第4のカテゴリーとして集計している。しかし、それらは、本来は「可否のいずれを記載したかを確認し難いもの」として、一律に「無効票」とすべき（cf. 公職選挙法第68条）ものと考え<sup>22)</sup>。

いずれにしても、投票による表決であろうと挙手（起立）による表決であろうと、可否いずれでもない選択肢（たとえば「保留」）はもともと用意されていない。言い換えれば、そうした意思表示は、事実として出ることにはあるにしても、本来はあるべきものでないことが想定されていると考えられるのである。

白票に込められた意思を可と否の「中間」、もしくは、そのどちらでもない「中立」や「第3の立場」などとみなし、そうした意思表示の意義をむしろ積極的に認めるべきという考えもあろう。しかし、可否いず

れの意思表示もなされなかったことをもって、何らかの（暗黙の）意思表示があったと考え得る余地があるとはいえ、それがどのような意思表示であるかを推認する根拠はない。明確な否の意思表示よりも可の意思表示に近いと推量すべき根拠も、「中立」と解すべき根拠も、「第3の立場」の表明とする根拠もないのである。なかにはそうした表明が含まれているという推測はできるが、「無精者、無関心な者、ぼんやり者」（今村1960：21）<sup>23)</sup>などの、単なる怠慢や投げやりな態度の表出を疑うことも可能である。

こうして、縷々見てきたように、表決（採決）にあたって、挙手という方法を用いることはもとより、その場合に否の表決は求めずに可の表決の多少のみを認定して議決することにも、特段の問題はないことが了解できるであろう（もちろん、必ずしも他の方法で悪いわけではない）。

しかしながら、今から振り返ってみると、可のみならず否の表決（挙手）も求めた方がよかったのかもしれないという思いもある。その理由の一つは、国会や地方議会は別にして、他の多くの会議や集会などでは、投票のみならず起立（挙手）採決の際にも、可だけでなく否についても表決を採る例が多いことである<sup>24)</sup>。もう一つは、否の意思も積極的に表明したいというよりは、場合によっては可でも否でもないという立場を明らかにしておきたい、という気持ちが根強くあるように思われることである。議決上は可以外の意思表示はすべて否と同じ扱いになるということが確認されてさえいれば、必ずしもこうした要求を拒否する必要はないであろう。

しかし、ここで次の課題が浮かび上がってくる。一つは、議決上は否と等価に扱われる「可でも否でもない」という立場をあえて表明することに、いかなる意味があるのかということである。もう一つは、大学自治の要として特別の権限と責務が負託されている教授会という合議体において、その構成員が問題の可否を判断しない（できない）、もしくは判断を表明しない（できない）ということ、どう捉えるかということである。

## 7. 議会と教授会

国会や地方議会において、棄権や白票は往々にして出ることがある。しかし、議員によるこうした行動は、国民や住民によって選ばれた代表の態度としては、一般的に避けるべきものとされている。たとえ

ば、茨城県総務部市町村課市町村行政運営相談室は、そのホームページ上での「投票表決における棄権者、白票等の取扱い」についての解説で、「棄権は法令上禁止されていないが、『質疑応答、討論等の審議をしたのちも可否の意見を持たないものは議員の資格がないといわなければならない』というような見解も強い」と、注意を促している。

ところが、この論考執筆のきっかけとなった、議長(筆者)の教授会運営への批判の一つは、採決にあたっては可のほかにも否の選択肢も用意され、その上で可否いずれの表決(挙手)もしないという選択が認められるべきであったというところにある。したがって、「白票」を含めて賛否を明らかにしないことは、必ずしも教授会構成員としての「資格」を問われるようなことではなく、むしろ、場合によっては積極的に認められるべき正当な権利(あるいは責務とさえ)と考えられているようなのである。

今村成和は、衆参議院規則が定めるところの、可とする者のみの起立を求める方法について、「棄権の自由もないように見えるが、この場合には、可の数を明らかにすることのみを目的にしているのであつて、起立しない者は否の意見を有するとの擬制がある訳ではないから、棄権の必要も生じないのである」(今村 1960: 12)と解説している。しかし、くだんの教授会で否への挙手を求めなかったことへの批判は、たとえ制度上は「否の意見を有するとの擬制」はないにしても、感覚的には「否の意見と同じ扱い」をされた思いが残ることを遺憾として、まさしく「棄権の自由」、言い換えれば「意思表明をしないという意思表明」の権利が認められるべきであったということなのである。教授会におけるこうした「自由」ないし「権利」はどう考えるべきなのであろうか。

今村は、国会に関して、「表決の際における意思決定の自由の中には、可又は否のいずれにも組まない消極的な態度の表明としての棄権や白票を投ずることの自由も、含まれているものと解すべきであろう」(今村 1960: 11)という。なぜなら「棄権や白票に対する政治道徳的な批判は、時と場合によつて様々であり得ることで〔……〕一般的にいえば、複雑な、政治的、社会的な関係の中で、棄権や白票を投ずることも、一つの態度として許される場合のあること迄も、否定することはできぬであろう」(同上: 11-12)からである。

しかし、他方で今村は、「多数決ののための表決が、表決権者に対し、可又は否の意思表示を促すものであ

ることはいうをまたないし、又、その際には、単純に、可又は否の意思を表示することが必要であり、『表決には、条件を附することができない』(衆議院規則一四九条、参議院規則一三四条)のも、多数決制度の本質からみて、当然のことであろう」(今村 1960: 11)と、採決が可否いずれかの意思表示(表決)を迫るものだという認識を示している。

さらに、今村は、棄権や白票の「乱用が議会制度を危うくするものであることは否定できない」し、宮沢俊義など当時の憲法学界の大家の所説も含めて、学説上も「政治道徳上ゆるされないとする説と、更に進んで、法律上も、議員の職責に違反する違法行為であるとする説がある」(今村 1960: 11)ことも、十分に承知している。その上で、「だからといつて、表決に際し、棄権や白票は許されない、とする根拠は十分ではない」(今村 1960: 11)としているのである。

私は今村の見解に賛成である。国民や住民の代表である議員は、いかに「複雑な、政治的、社会的な関係の中」にあつても、否応なく「あれかこれか」の選択と決断を迫られる。これを忌避しては本来の議員=政治家は務まらない。「燃える情熱と冷静な判断力」による選択と決断、そして、その結果についての国民(住民)の審判や後世の歴史家による評価の甘受、これこそが政治家の「責任」というものであろう(ヴェーバー 1980: 78)。しかし、それでも最後まで結論が出ない(出せない)ということはある。こうした究極的な状況での「判断保留」の権利まで、否定することはできない。

大学の教授会やその構成員も、議会や議員と似たところがある。そこでの「重要な事項」についての審議と決定は、単に教授会構成員だけでなく、事務職員など教授会メンバー以外の大学構成員や、ひいては学生の運命をも時に左右する。教授会及びその構成員の責務は重大といわなければならない。

こうした大きな権限と責務が負託されている教授会自治は、異説も多いが、国民の基本的人権の一つとして、憲法第 23 条で認められている「学問の自由」を出発点に、その制度的保障としての大学の自律、さらにその活動主体としての教員組織の自治として、その特権的な位置が措定されているとするのが従来の通説である。しかし、この演繹的な立論が完結するためには、自由な学問への意志という大前提に関わる問題はさておくとして、教員の教授会運営への意欲、判断力、責任意識が帰納的(経験的)に実証されなければならないであろう。

それなら、教授会運営への教員の関わりにおいて、棄権や白票などの「意思表示をしない意思表示」というものは、どう評価されるべきなのか。このことを考えるうえで、旧制（戦前）の大学のことはあるが興味深い例がある。その名も「白票事件」。項を改め、主として木村増蔵（1987）の論稿に依拠して、本稿の主題に関わることを瞥見することで結語に代えたい。

## 8. 「白票事件」再考－結語に代えて

白票事件とは、1935年（昭和10）から翌年にかけて東京商科大学（一橋大学の前身）で起きた、学位授与審査をきっかけとする学内紛争である<sup>29</sup>。同年7月9日、東京商大で開かれた教授会において、杉村広蔵助教授の学位請求論文「経済社会の価値論的研究」についての審議が行われた。出席者21名（すべて教授）による投票の結果、可票は13にとどまり、同大の学位規程による可決の必要条件である全出席者の4分の3以上（16票）に満たなかったため否決されることとなった。このとき、可でない票のうち、明確な否票はわずか1票であり、残りの7票が可否いずれの記入もない「白票」だったのである。

このため、白票は「教授として無責任」（週刊朝日1979：248）との批判が高まる。後に出された若手教官グループの意見表明によれば、「厳粛なるべき学位授与審査の教授会において、賛否を明らかにしない白票が七票も現れ〔……〕これを不思議としないのは、学問に対して不まじめ極まる態度であり、それは商大の恥辱であり、杉村助教授ひとりの問題でなく商大の大事であって、学園の空気を刷新する必要がある」という主張である（木村1987：92）。

こうした批判を受けて、当時の学長は、白票の意味するところは不明なのでこの問題を未決として扱い、あらためて、白票を否票と解するか可票と解するか、それとも欠席として扱うか、その意味を確定するための教授会を開催しようとする（同上：69, 89）。しかし、これに対しても若手教官側から、「白票を可否いずれかに決することは事態を收拾する手段とはなり得ず、それが可と決せられようと否と決せられようと真に重大な結果を招くことは明白」との反対声明が出された（同上：90）。また、ある若手教官からは、いかに議決の内容に欠陥があるにしても学位請求論文の不合格は既決のことであり、いまさら白票の意味を明らかにするという「不合理な議題」を教授会で取り上げ

ることは、更なる失態を重ねるものだという批判の表明もあった（同上：69, 91）。白票の意味を明らかにすることの「不合理」については、本稿（2. 及び6.）でも、すでに確認したところである。

他方、「白票」側の言い分は、杉村論文が哲学上のテーマを扱い経済学に関係しないため判断を保留した、というものであったようである。「白票、あれは正真正銘ワカリマセンということの表現でした」という、当時の教授の追想がある（同上：87）。こうした立場からは、当然ながら「白票は大学従来慣例から見ても法律的にも道徳的にも正当とされている」（同上：103）といった反論が主張された。

こうした紛争の背景には、1920年（大正9）に高等商業学校から昇格した東京商科大学では、従来通りの職業的な商業教育を重視する伝統的な立場と、新たに社会科学としての経済学研究を重んじる革新的な立場の対立があったといわれている（同上：77, 79）。いわば、若手改革派教官の学位請求が保守派教授陣の不賛成（白票）によって拒否されることになったのである。この議決（否決）をきっかけに長老・中堅教員を中心とする「白票派」と若手教員を中心とする「反白票派」とのあいだの対立図式がつくられ、さらには、そうした「学問上の対立」に学内行政や人事などの「体制上の対立」（同上：77）が複雑に絡んで、深刻な学内抗争へと発展することになるのである。

このようにして、この「事件」は、学問と大学のあり方をめぐる「学園振肅」（肅正と振興）問題へとその焦点を移していき、学生も巻き込んで学内を二分する紛争へと発展して、一般の新聞紙面をも賑わすことになる。そして、最終的には、「事件」発生時の学長及びその後任の学長のほか5教授の辞任と、杉村助教授の自主退職をもって終結する<sup>29</sup>。他方、その発端となった「白票」問題に関しては、教授会は、「事件」の比較的早い段階で、「問題の白票は賛成とも反対とも解釈せず、従来慣行に従う解釈をとることとし、結局満場一致で杉村論文を教授会不通過とし、文部省への学位授与認可のしないことを決定」（同上：94）している。

この「事件」の核心は若手革新派と長老・中堅保守派との大学組織や学問のあり方をめぐる対立ということにあり、「一橋が商業教育・職業教育機関から最高学府に進化する過程で通過しなければならない一階梯であったかもしれない」（一橋大学学園史刊行委員会1995：142-143）という歴史的な意義づけもされている。そして実際、木村増三の分析によれば、東京商

大では、この「事件」を境にして、学問上の保守派の勢力は弱まり、改進黨の勢力が強化されるとともに、教員構成も商業分野（とりわけ狭義の商業分野）が減少する一方で、経済分野での増加が見られ、そのウェートは逆転するに至るのである（木村 1987：82-83）。

しかし、本稿の論題からしてこの「事件」が興味深いのは、第一に、その端緒においては、学位請求論文が却下されたことそれ自体への直接的な異議申し立てではなく、「白票」は「無責任」として「問題」が「構築」され、さらに「事件」へと拡大していったことである（それ故に「白票事件」とよばれる）<sup>27)</sup>。第二に、それにもかかわらず、「白票」の扱いそのものは、当初こそ右へ左へと紆余曲折したものの、「賛成とも反対とも解釈せず、従来の慣行に従」い、（4分の3という特別多数に達しないという意味での）賛成少数で議案は否決されるという、ごく常識的な結論に落ち着いたことである。

議決にあたって否票も白票も一律に「賛成ではない票」として扱うのは、この「事件」以前も以後も採決の常道であって、この投票結果をもって否決とする判断は妥当である。他方、白票を「無責任」とする見解は、今日でも国会や地方議会については有力であるが、大学教授会においては必ずしもそうではないかもしれない。

もっとも、この「事件」当時も、東京商大の教授会で白票が出ること自体は珍しくなかったようである（木村 1987：68）。ただ、21票の内7票もというのは異常だとされたのである。白票そのものよりも「多数の白票」ということが「事件」の発端であったわけであるが、それでも、「白票は無責任」という認識ないし感覚が何ほどか共有されているのでなければ、「白票事件」として問題は構築されなかったであろう。むしろ、いっそのこと「多数の否票」の故に否決されたのであれば、それがこのような「大事件」を引き起こす引き金になりえたか、疑問なしとはしないのである。

他方で、白票を投じ、表向きはその正当性を主張した当の教授たちにも、「白票は無責任」という批判が密かにわが胸を刺すところがあったのではないか。というのも、彼らが学位不通過という教授会決定を目論んでいたのであれば、当然ながら明確な「否票」を投じたはずだからである。この「事件」の発端となった教授会では、審議経過の雰囲気からその場での採決に慎重な声もあったようである。ある教授の追想によれ

ば、それでも「ともかく決をとってみてはどうか」ということで投票に移ったものの、多数の白票が出て否決されたのだという（同上：87）。「これには皆びっくりした」という別の教授の回想もあるが（同上：86）、自らの白票が招いた思わぬ結果に「びっくりした」者がいたことは、想像に難くない。

同じ大学とはいっても、当時の官立大学と現在の私立大学とを同列に論じるわけにはいかない。時代も移って学問の自由や大学の自治についての考え方も大きく転変した。大学制度も異なれば大学の性格も違う。教授会の構成員も、かつてのように厳密に「教授」に限定されることは（少）なくなった。それでも、今もなお、また本学においても、教授会が教員という限られた大学構成員にのみメンバーシップが認められた、特権的な合議体であることに変わりはない。

教授会の構成員にも、究極的なところでの棄権や白票の権利は認められるべきであろう。しかし、その「乱用」でなくても、懦弱な判断の回避や意思表示の留保が教授会制度を「危うくする」ことはあり得る。安易に「ワカリマセンので決められません」ということでは、大学教員や教授会構成員としての資質や職業倫理が問われよう。現在の甲南女子大学や人間科学部において、意思決定やその表明への忌避が特に顕現しているということはない。しかし、潜勢している可能性はある。本稿執筆のきっかけとなった教授会運営への不満は、そうした事情をはしくも垣間見せた。

われわれは、学生のことを、自分でものを考えられない、他者と議論ができない、自分で決められない、自分の考えを表明できない、などと評することが往々にしてある。しかし、場合によってはそうした言葉がそっくりそのまま、わが教授会に返されかねないことを、もっと恐れてもいいのではないか。大学のガバナンスや自治能力に厳しい視線が向けられている現在、教授会構成員のそれぞれは、自ら教授会自治の墓穴を掘ろうとしていないか、その足もとに目を凝らしてみることがあろう。

#### 注

- 1) 以下の記述において、基本的には、甲南女子大学は「本学」、人間科学部は「本学部」、甲南女子学園は「本学園」と表記する。
- 2) 「表決」とは、合議体の議決にあたって、その構成員が可（賛成）であるか否（反対）であるかの意思表示を行なうことである。「採決」とは、議長がこの表決を採ることをいう。「票決」という言葉もあるが、これは投票による議決（採決）のことである。

- 3) 学校教育法第93条は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定めている。この規定を受けて、本学学則第11条は「本学の各学部教授会を置く。教授会は、教授をもって構成する。ただし、必要ある場合は、准教授、講師及び助教を加えることができる。」と定めている。ただし、学校教育法にいうところの「重要な事項」が何かについては、法令には特段の定義はなく、そのこと自体が各大学もしくは教授会の決定に委ねられるという見解も、少なくとも従来は有力であった(西澤1985: 21-26)。本学学則第12条は、教授会の審議事項として、(1) 学則に関する事項、(2) 研究及び教授に関する事項、(3) 教育課程に関する事項、(4) 教員の人事に関する事項、(5) 学内の制規に関する事項、(6) 学生の入学、休学、復学、退学、転科、転学、再入学、除籍、復籍、卒業及び賞罰に関する事項、(7) 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、委託生及び外国人特別生に関する事項、(8) 学生の試験に関する事項、(9) その他学部長が諮問する事項、を掲げている。さらに、この学則の規定を受けて甲南女子大学学部教授会規程が設けられており、そこで教授会の構成や審議事項などがより詳細に規定されている。
- 4) 国公私立を問わず、大学には「自治(権)」が認められているとすることには、ほぼ異論のないところである。それが学問の自由を基本的人権として保障している日本国憲法第23条を根拠にすることも、諸家の見解はほぼ一致している。また、大学の自治の実質を、外部との関係では「大学の自律」として、またその内部組織的には「(学部)教授会自治」として捉えることも、従来はほぼ定説であった。ところが興味深いことに、教授会の組織や運営を定める規程についての研究はほとんどないというのが実情であり(中村1990: 27)、教授会運営の実態についても、きちんとした実証的研究は皆無といっているのではないかと思われる。さらに近年は、大学のガバナンスへの関心の高まりとともに、「教授会自治」ということ自体の自明性に疑問符が投げかけられており(〈本郷2012〉など)、特に政財界などからはその内実をきわめて限定的に捉えるべきとする主張も強い(たとえば〈経済同友会2012〉)。こうした動きに呼応するかのよう、追手門学院大学では2013年に、教授会の権限を限定し学長の権限を強化する、教授会の「諮問機関」化を決定している(『週刊東洋経済』2013年11月2日号)。
- 5) 本学は、文学部、人間科学部、看護リハビリテーション学部の3学部を擁するが、いずれの学部教授会も、基本的には同一の学部教授会規程によって運営されている。
- 6) 国会は衆参両議院とも、本会議については「総議員の三分の一以上」の出席を成立要件としている(憲法第56条)。それ以外の会議については法律で定められており、委員会については「委員の半数以上」(国会法第49条)としている。地方議会については、地方自治法(第113条)は「議員の定数の半数以上」と定めている。また、本学園寄附行為(第15条・17条)は、理

事会及び評議員会とも、理事もしくは評議員の「総数の過半数」の出席を会議の成立要件としている。これらの会議と比較した場合、多くの大学が採用している構成員の3分の2以上の出席という教授会の成立要件は、かなり厳しい規準だといえる。これも、教授会に負託されている権限と責務の重大さに鑑みてのものといえよう。

教授会の成立要件を考える場合、本人以外の代理出席や委任状出席が認められるか否かという問題もある。国会及び地方議会は、「議場にいない議員」は「表決に加わることができない」と明文で定めており(衆議院規則第148条、参議院規則第135条、標準都道府県議会会議規則第78条、標準市議会会議規則第68条、標準町村議会会議規則第79条)、代理出席や委任状出席を認めていないことは明らかである。しかし、他の合議体においては、委任状出席等を認めることは多い。本学園の寄附行為は、理事会及び評議員会について、「付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と、「書面出席」を認めている(第15条10項・17条9項)。本学学部教授会規程にはこれらについての規定はなく、1964年の本学園開学以来、文学部及び人間科学部においては教授会構成員本人が現に会議場にいるという形態以外での出席や表決を認めたことはないはずである。ただし、2007年に開設された看護リハビリテーション学部については、「内規」により、2008年度からは臨地臨床実習業務を理由とする場合に限り(後に授業を理由とする場合も含む)、委任状出席を認めている。他大学にも、委任状出席の制度を採用しているところは珍しくはない。

- 7) 多数者の意思をもって全体の意思とする多数決は、ほとんどの合議体の民主的な意思決定において、今日ほぼ定着した原則だといえる。ただし、何をもって「多数」とするかについては、「経験的に、単純多数決(相対多数決)・絶対多数決(過半数)・特別多数決の三つに大別される」(大石2001: 152)。そのうち「合議体における原則的な議決方法といえば、過半数主義」(同上)ということになる。この方法は、全体(基礎数)の半数を超える多数をもって決するもので、国会や地方議会はもとより、さまざまな団体や集会の議決で一般的に用いられている。特別多数決とは、過半数よりもさらに多くの可(賛成)をもって決する方法で、特に慎重な審議が必要な重要事項の議決に要求されることが多い。本学学部教授会規程が、一般の議事については過半数を、人事については3分の2以上の(特別)多数を、議決要件としているもこの原則に則っている。人事案件について厳しい議決要件を課しているのは、人事が大学自治及び教授会自治の「根幹」(佐藤1981: 1)であり、自治集団内部でとりわけ厳格な審議と承認が必要とされてきたためと考えられる。最後に相対多数決であるが、これは、無効の表決は基礎数(全体数)に算入せず、明確な可(賛成)と否(反対)の数のみを比較して、その多少によって決する方法である。しかし、これは、白票や無効票が多い場合には、僅少数

- の意思が全体の意思となる可能性があり、多数決ひいては民主主義の精神に背理するおそれがあるので、有効票（可票と否票の合計）が会議の成立要件（議事定数）を充足している必要があろう。
- 8) 標準〇〇議会会議規則とは、各レベルの地方議会が会議規則を定める際の参考に資するため、それぞれの議会の全国議長会が作成しているひな形である。
- 9) 参議院では「押しボタン式投票」によって表決を採ることもある。
- 10) 注 7 において、多数決制の「多数」の意味について整理したが、実はその前に、多数か否かを認定する際の基礎になる数をどう捉えるかという問題を解決しておく必要がある。今村成和は、この基礎数という観点から、「合議体の構成員全員を基礎として、その多数（過半数又は特別多数）を必要とする方法」を「全員多数制」、「表決の際に議場に在つて表決権を有する者の数を基礎に、その多数を要するものとする方法」を「出席者多数制」、「表決において投ぜられた、可又は否の有効投票を基礎に、その多数を決定する方法」を「投票多数制」と名づけて区別している（今村 1960: 3-4）。国会、地方議会、及び本学教授会が「全員多数制」を採っていないことは条文から明らかであるが、「出席者多数制」か「投票多数制」かということでは、いわゆる白票や無効票を投じた者や、会議場にながら投票しない者（棄権者）を「出席者」として算定するか否か、やや微妙な問題が残る。起立（挙手）による採決の場合には、可否いずれにも起立（挙手）しない者を、白票（あるいは無効票）を投じた者と同じに扱うのか、棄権者として扱うのかという問題も残る。国会や地方議会についての学説は分かれているが、森本昭夫によれば「出席者多数制」説が主流だとみられる（森本 2011: 67）。ちなみに、上記今村成和と森本昭夫のうち、今村は当該論文で「出席者多数制」の立場をとっている。それに対し、森本の論考は、実は、国会の「実務」の観点からそれを批判的に検証するものである。その森本によれば、すでに 50 年以上も前（1960 年）に執筆されたこの今村論文は、近時に至るまで「影響力は大きいのだという」（森本 2011: 71）。本稿も、基本的な枠組みにおいて、この今村の論考に依拠するところが大きい。
- 11) 標準市議会会議規則（第 134 条）及び標準町村議会会議規則（第 84 条）は、「賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす」と明記している。衆参議院規則には無効票の扱いについての規定はないが（注 16 で記すように、国会では事実上無効票は出ない仕組みになっている）、衆議院では、「起立採決の場合において、議長が賛成者の起立を求めたとき、起立しないものは反対とみなすこととする」という議院運営委員会理事会決定（第 76 回国会衆議院公報第 80 号 727 頁（昭 50. 12. 17））があり、「その意味するところは、表決区分として認めているのは賛成と反対だけ」ということである（森本 2011: 74 頁）。すなわち、議決上は「賛成しない」と「反対する」とは全く同じ効力を持つのであって、両者の間に区別はないというこ  
となのである。
- 12) 実際、「異議の有無」にかかわらず無記名投票が行われる本学部の人事案件では、審議の過程で特段の質疑や異論がない場合でも、投票においてはしばしば否票ならびに白票等の無効票が出る。
- 13) 議長の「決裁」は「裁決」ともよばれ、特にどちらの表現（表記）が主流というわけでもないようである。本稿では、表音が同じ「採決」と区別する意味からも「裁決」を避け、引用や文献の提示の場合を除いて「決裁」を用いる。
- 14) 拍手などで可決とする集会などはよくあるが、これは「異議の有無による採決」（簡易採決・簡易表決）の準用とみなすことができよう。かりに賛否が分かれている場合には、この方法は集計上問題が生じるおそれがある。
- 15) 逆に、否（反対）とする者を起立（挙手）させる（ただで）、その少数（通常の議決で半数未満）を認定して可決とすることはできない。否とする者が半数未満であることは、必ずしも可（賛成）とする者が過半数いることを意味しないからである。これは、「挙手採決、起立採決を行うときは厳守しなければならない原則である」（全国市議会旬報）とされている（坂出市ホームページ）。議決にとっての要件は、可（賛成）の数だけなのである。
- 16) 国会及び地方議会は、投票によって表決を採る（採決をする）場合、可（賛成）のみならず否（反対）についても明確な意思表示（表決）を求めている。その場合、標準町村議会会議規則第 84 条は、「投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。」と明記している。国会では、議員は、可＝賛成票（白票）もしくは否＝反対票（青票）のいずれかを投じることになっている（衆議院規則 153 条）。したがって、事実上無効票というものが出ない仕組みになっているが、議場にいながら投票しない「棄権」はあり得る。参議院は押しボタン式投票を採決方法の 1 つとして採用しているが（参議院規則第 137 条）、そこでは「賛成、反対いずれのボタンも押さない議員は、投票に加わらなかった者とする」という運用が行われているという（森本 2011: 74）。ただし、議員が議場にいながら「棄権」という行動をとることは実際には難しく、採決前の退席（欠席）という方法を選ぶことになるようである。
- 17) 森本昭夫によれば、「衆議院先例集には、起立採決の際、表決権を放棄しようとする場合は退席することとする旨の議院運営委員会理事懇談会決定（昭 55. 3. 13）が掲載されている（衆先 297）」という（森本 2011: 74）。
- 18) ほかに、当の教授会に先立って採決方法と可決要件についての問題点を整理する過程で、可とする者と否とする者それぞれについて挙手を求め、可が過半数を占めた場合に可決、否が過半数を占めた場合に否決とし、いずれも過半数に達しない場合には、可決も否決もされなかったとすべきである、とのアドバイスを学内関係者から受けたことがある。しかし、教授会

- 審議が採決に至らない（審議未了廃案あるいは継続審議）ということはある得ても、採決にまで至りながら可決も否決もされないということはある得ないであろう。採決して可決に至らなければ必然的に否決となるはずである。個々の構成員の表決であろうと、合議体全体としての議決であろうと、「決」は可決か否決かどちらかしかない。ただし、審議途中での原案の修正ということは、当然あり得る。修正案が提出されたときは、まずこれについて採決を行い、修正案が可決されると修正部分を除いた残りの原案について採決を行ない、修正案が否決された場合は、原案について採決を行なうという手順になるであろう。
- 19) 人事案件の場合には、本学学部教授会規程は出席者の3分の2以上という「特別多数」の可決要件を課しており、かつ、当然ながら議長に決裁権はないので、実質上こうした混乱は生じない。
- 20) もっとも、今村成和によれば、ヨーロッパ諸国に例をみると、そもそも「議長の決裁権を認めるのが当然という訳ではない」（今村 1960：23）ということである。議長の表決権と決裁権についての考え方は多様である。議長に表決権及び決裁権を認めるか否かについては、論理的に、1) 合議体構成員一般の権利としての表決権も議長に特有の権利としての決裁権も認める（二重表決権）、2) 表決権は認めるが決裁権は認めない（一般の構成員と区別なし）、3) 決裁権を認める代わりに表決権は認めない（この制度ないし運用が一般的）、4) 表決権も決裁権も認めない（森順次 1964：187）に事例紹介、という4パターンが考えられる。これも詳論する余裕はないが、それぞれにその正当性を主張する理由はある。
- 21) 本学学部教授会の投票による採決では、現在実際には、表決の全体数を「総投票数」として集計している。しかし、これは、棄権者が出た場合など、出席者数と総投票数のどちらを議決判断の基礎数とするのか、問題を生じさせるおそれがある（注10及び注16を参照のこと）。なお、人事案件などで構成員が議事の当事者になる場合には、当該者は一時的に退室し、その議事の審議及び採決には加わらないのが慣例である（明文の規定はない）。これが棄権なのか、欠席なのか、それとも（一時的な）資格停止なのか等、その性格は不詳である。ただ、いずれにしても、議決判断の基礎数には入れない扱いとしている。
- 22) 標準町村議会会議規則は「白票の取扱い」の項（第84条）で、「投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす」としている。つまり、「賛否を表明しない投票」も「賛否が明らかでない投票」も同じ無効票＝「白票」というカテゴリニーにおさめ、その上で、議決上は否の表決をしたものとして取り扱っているのである。
- 23) これは今村成和自身の言葉ではなく、彼の引用文中にある表現である。
- 24) 今村成和によれば、「諸外国の議会制度では、可否を交互に起立させる方法をとるのが通例である」（今村 1960：19）とのことである。この記述についての注（同上：20-21）も参照のこと。
- 25) この白票事件については、一橋大学学園史資料室の大場高志氏から、資料のご教示やご提示など、多大なご助力を得た。今回はそのご厚意を十分に生かすことができずに恐縮だが、記して感謝したい。
- 26) ちなみに、この対立抗争の最終的な解決にあたっては、甲南学園の創立者であり本学園とも縁の深い平生鈺三郎が、東京商大の前身である（東京）高等商業学校の卒業生という因縁もあって、時の文部大臣として調停に入っている。
- 27) 「(社会)問題の構築」という視点については、さしあたり〈キッセ他 1990〉を参照のこと。

#### 参考文献・URL

- ヴェーバー, M. (脇圭平訳) 1980, 『職業としての政治』, 岩波文庫
- 上田貞次郎 1965, 『上田貞次郎日記』, 上田貞次郎日記刊行会  
(一橋大学機関リポジトリ <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/dandle/123456789/5841>)
- 伊藤良弘 1988, 「議決と棄権 - 無効投票 - 憲法 56 条の場合」富山大学紀要・富大経済論集 (33-3), 561-589
- 伊藤良弘 1990, 「地方議会の「出席」議員 - 憲法 56 条の場合と対比して」, 富山大学紀要・富大経済論集 (36-2), 213-231
- 今村成和 1960, 「多数決と白票」, 北海道大学法学会論集 (10), 北海道大学法学会, 3-27
- 江原武一 1977, 「大学の組織・運営と教員の意味決定 (1)」, 奈良教育大学紀要 人文・社会科学 (26-1), 51-67
- 江原武一 1978, 「大学の組織・運営と教員の意味決定 (2)」, 奈良教育大学紀要 人文・社会科学 (27-1), 115-128
- 大石 眞 2001, 『議会法』, 有斐閣
- 片山 等 2004, 「[学問の自由],[大学の自治]と大学内部の法関係 (1)」, 比較法制研究 (27), 国士館大学比較法制研究所, 1-28
- 片山 等 2005, 「[学問の自由],[大学の自治]と大学内部の法関係 (2)」, 比較法制研究 (28), 国士館大学比較法制研究所, 1-33
- 片山 等 2006, 「[学問の自由],[大学の自治]と大学内部の法関係 (3)」, 比較法制研究 (29), 国士館大学比較法制研究所, 1-30
- キッセ, J. I., スペクター, M. B. (村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳) 1990, 『社会問題の構築 - ラベリング理論をこえて』マルジュ社
- 君塚正臣 1999, 「私立「大学の自治」の再検討 - 第三者効力と制度的保障の交点?」, 国際公共政策研究 (4-1), 大阪大学大学院国際公共政策研究科, 129-145
- 木村増蔵 1987, 『昭和 7~11 年の東京商科大学』(一橋大学百年通史稿本), 如水会
- 経済同友会 2012, 「私立大学におけるガバナンス改革 - 高等教育の質の向上を目指して」, 経済同友会
- 小松幸喜・菅野亨・橋本和吉・牛丸禎之 1999, 「委員会の

- 表決と議決」(解説 衆議院委員会先例 (2)), 議会政治研究 (51), 議会政治研究会, 36-42
- 佐藤俊二 1981, 「私立大学教員の懲戒処分手続に関する判例-教員の人事・身分保障と私立大学教授会の権限-」, 経済と経営 (12-1・2), 札幌大学, 1-22
- 週刊朝日編集部 1979, 『青春風土記 旧制高校物語④』, 朝日新聞社
- 杉村広蔵 1935, 『経済哲学の基本問題』, 岩波書店
- 長澤雄一 2006, 「憲法第五六条第二項における「出席議員」に関する一考察」, 駒沢大学大学院公法学研究 (32), 駒沢大学大学院法学研究科公法学専攻院生会, 59-102
- 中村 博 1990, 「教授会規程の研究」, 比較法制研究 (13), 国土館大学比較法制研究所, 27-48
- 西村 功 1997, 「表決と議決」(衆議院先例集 (4)), 議会政治研究 (41), 議会政治研究会, 33-38
- 西澤宗英 1985, 『学校教育法第 59 条と私立大学』, 城西経済学会誌 (20-3), 城西大学, 19-32
- 樋口陽一 1998, 「第 56 条〔定足数, 表決〕」, 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法Ⅲ〔第 41 条～第 75 条〕』, 青林書院, 115-125
- 一橋大学学園史刊行委員会 1995, 『一橋大学百二十年史: captain of industry をこえて』一橋大学,
- 本郷 隆 2012, 「「大学の自治」に関する試論-社会・正当性・構造」, 東京大学法科大学院ローレビュー (7), 東京大学法科大学院ローレビュー編集委員会, 66-125
- 松澤浩一 1987, 『議会法』, ぎょうせい
- 松下正美 1994 a, 「多数決における棄権及び議長等の問題 (上)-その理論と実際」, 議会政治研究 (29), 議会政治研究会, 1-17
- 松下正美 1994 b, 「多数決における棄権及び議長等の問題 (下)-その理論と実際」, 議会政治研究 (30), 議会政治研究会, 24-39
- 森 順次 1964, 「議長の表決権と決裁権」, 彦根論叢 (106・107), 滋賀大学経済学部, 185-198
- 森本昭夫 1997, 「表決態度と採決方法の整合-憲法第 56 条の「出席」と棄権をめぐって」, 議会政策研究会年報 (3), 議会政策研究会, 175-197
- 森本昭夫 2011, 「憲法第 56 条第 2 項における棄権の位置付け-採決パラドックスの解法」, 立法と調査 (323), 参議院事務局, 67-76
- 若林俊夫・勢旗了三 2004, 『標準町村議会議事規則・委員会条例詳解』(第 1 次改訂版), 学陽書房
- 茨城県ホームページ  
[http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/chiho/gyosei/soudan/1\\_1-1.htm](http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/chiho/gyosei/soudan/1_1-1.htm)
- 坂出市ホームページ  
<http://www.city.sakaide.lg.jp/site/gikai/ara17.html>
- 参議院ホームページ  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/katudo01.html>